

連載 著作権と情報システム

第45回 1. 著作物〔4〕比較検証(1) 通産省案と文化庁案⑧

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

「レーヒ・スミス米国特許法」(特徴のつづき)

また、先発明者主義のための制度である「インターフェアランス」が廃止された。元々インターフェアランスは発明者が最初に発明した者を保護するため、先に発明した者が米国特許庁(USPTO)の審査部への審査請求または連邦裁判所への裁判によって行使された。インターフェアランスは、最初に発明した者を保護するための制度であり、それは最初に発明という着想を有すること、その発想を実施化すること、そして誠実に実用化のために努力を継続によって認められているものである。着想や実施を証明する代表的な方法はラボノートである。研究の進行状況や結果を記録(レコードキーピング)することで証明できる。

インターフェアランスが廃止されても、冒認出願を防ぐため、新たに、発明者由来手続きが導入された(135条)。135条は最初に発明したか(先発明)を問う制度ではなく、出願した者が真の発明者であるかを問うものである。冒認出願された場合に、1年間という期間の間に民事非訟を起こすことができる(291条)。これは102条の新規性の例外であるグレースピリオド制(猶予期間)のための規定であり、新たな先発者主義が導入されたことを示すものである。

次号から実務面から考える必要から、インターフェアランスに対するための準備として作成され、現在でもアメリカの特許実務で使われているラボノートについて記述したい。

その後、「レーヒ・スミス米国特許法」の目玉であるグレースピリオド制と先使用の拡大について述べるものとする。

引用・参照文献

「著作権法概説第13版」 半田正夫著 法学書院 2007年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007年

「著作権法第3版」 斉藤博著 有斐閣 2007年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992年

「特許法(第2版)」中山信弘著 有斐閣 2012年

「岩波講座 現代の法10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990年
「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012年
「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッド・I. ウァイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989年